

# 第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者  
**第2次新横田基地公害訴訟原告団**  
 〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3  
 白鳥第2ビル302号  
 TEL/FAX. 042-552-4451  
 Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp  
 http://www.yokota-kougai.com

## 10月30日(水) 立川地裁 第二回裁判を傍聴しよう

7月10日の第1回口頭弁論では国側はごく形式的な認否だけで、具体的な反論を準備していませんでした。第2回期日に先立つ10月11日までに国側からの反論の骨子が示されることになっています。

第2回裁判は原告側からは第2陣原告である大坪たづ子さん（瑞穂町在住）他の意見陳述。弁護団からは訴状の補充陳述として落下物等の危険性、飛行訓練が広域になっている点、オスプレイ配備問題を加える見込みです。詳細は次号の原告団ニュースでお伝えします。

第1回同様に傍聴席を埋め尽くし、国に対して原告団の勢いを示すことが重要です。

昭和4年近しく  
 豊田4年近しく  
 家に引越した  
 夕方に引越した  
 細かい道を通る  
 隔る、争う、未だ  
 戦、争、未だ  
 翌朝、争、未だ  
 戦、争、未だ  
 目撃、争、未だ  
 代わりの争、未だ  
 和やかな争、未だ  
 なの争、未だ  
 衝撃的な争、未だ  
 基地の争、未だ  
 問題を争、未だ  
 りる問がこいじさ本平計音れでやたしムで本かコての月  
 りる問がこいじさ本平計音れでやたしムで本かコての月



弁護団事務局長挨拶  
 & 合宿報告  
 山本 哲子 弁護士



年後、弁護士になつた私はあの横田基地公害訴訟には是非関わりたとは思いません。3回の提訴の年に弁護団に入りましたが、当時は子育て真っ最中でなかなか思うような活動ができませんでした。そこで、第2次新横田基地公害訴訟では「倍返し」のつもりで弁護団の

事務局長をお引き受けしました。事務局長は、27名の弁護団をまとめ、原告団との打ち合わせ、裁判所との連絡調整や全国の基地弁護団との交流、マスコミや他団体への広報など、結構いろいろなことをやっています。でも一番重要なことは、訴訟を展望しつつ、

弁護団合宿での会議風景 8月27～28日

その都度何が必要かを原告団と弁護団で思いを共有すること、そのための下準備をすることだと思っっています。

さて、8月27日（28日）にかけて、この弁護団になってはじめての合宿を三浦海岸のホテルで行いました。1日目は、日東紡音響エンジン（株）の張セミナーをお願いし、Wealdenを一緒にラジックリ学び、騒音測定の実践指導まで受けました。これには、これまでわかつたつもりになっていたベテラン弁護士も、ちんぷんかんぷんだった若手弁護士も、「目から鱗」だったのでないでしょうか。2日目は、若手弁護士から訴訟の主要論点をレクチャーしてもらいました。訴訟は始まったばかりですが、迫力ある充実した審理とスピーディーな進行のために、訴訟の進行計画を十分に練っておく必要があります。経験豊かな原告団と基礎知識が備わった弁護団で知恵を絞った弁護の課題です。

# 弁護団の活躍を紹介

私たち弁護団は、裁判における争点ごとに、侵害行為班、被害班、差止・損害賠償班の3つの班に分かれて書面の作成等の作業を行っています。今回は、その内侵害行為班の紹介をさせていただきます。

## 侵害行為班

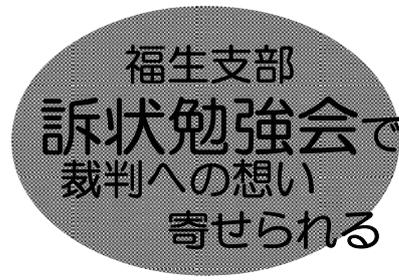
河津 良亮 弁護士

現在の侵害行為班は、土橋弁護士、山口弁護士、加納弁護士、小池弁護士、山崎弁護士、それと私河津の6人の弁護士で構成されており、

そもそも侵害行為とは何かという点ですが、ひとことで説明しますと被告国が原告の皆様に与えている様々な被害をもたらす行為のことを指します。裁判で何らかの損害賠償請求をする場合には、そのような侵害行為の存在を証明しなければなりません。例えば、交通事故で加害者に請求できるのは、加害者が通常何らかの過失で運転したからこそ、被害者は損害賠償請求できることになり、自分の過失でガ

行為があったことを主張するだけでなく、証拠によって立証していく必要があります。その為の証拠は、各自自治体が測量している騒音データが中心となりますが、それだけでなく、今後W70値の原告の方や、特に地上音が強い地域の方などに協力を依頼し、騒音データの集積を図っていく予定です。他にも排気ガス、振動なども順次資料を集めていかなければなりません。

せん。証拠集めについては、原告の皆様にもご協力をお願いすることがあると思いますので、その際はよろしくお願い致します。



立場の全く違う両者の考え、言動は各々当然と思える部分が多々ありますが、だからと云って原告団としてはそのままにしておいて良い訳はありません。自分の居住地を守り、少しでも良い方向へと変えることは確かですから。騒音(電話の中断、テレビ、ラジオ等)をなくしたい。健康、子育て、精神的な安らぎを求めています。「これは人間の住む所ではない。」とまで云った人がおりましたこと、忘れることはできません。特に今年の七月頃の夜間、飛行機がうるさかったと感じました。投げ出したら相手の思うようになってしまふ。年月はかかることと思いますが、根気強く努力していくことを心より感じました。(福生支部 瀬川 ミサ江)

## 第四次厚木爆音訴訟

### 最終弁論での応援陳述

小口 明菜 弁護士



9月2日、第四次厚木基地爆音訴訟第1審の最終弁論が開かれました。横田弁護団を代表して応援弁論を行ってきましたのでご報告します。応



援弁論では、第2次新横田では70Wに該当すると考えられる地域の住民も原告になっていることを紹介し、航空機騒音の環境基準等からすれば75W以上の地域の住民は当然に救済されるべきであること、また住民らは約40年もの長きにわたり訴訟を提起し続けており、被害の根本的な救済のためには航空機等の飛

行の差し止めが認められなければならないことを訴えました。口頭弁論では、原告らの意見陳述、全国の各基地(横田、嘉手納、普天間、小松、岩国)からの応援弁論、弁護団による最終意見陳述が行われました。原告側から繰り返し主張されたのは、基地周辺住民の被害の根本的な救済のためには、差し止めを認める判決がぜひともなされなければならぬということでした。3時間にもわたる熱気のある最終弁論期日で、大変刺激になりました。

# オスプレイ配備問題で 東京都と懇談

## 住都民はもって の声を聞け!

九月一日(金)、東京都で、私たち「第2次新横田基地公害訴訟原告団」と「第九次横田基地公害訴訟原告団」の代表六名と弁護士二名が、東京都の担当者と懇談を行いました。この懇談は、原告団が連名で「東京都は、国に対して、オスプレイの横田基地配備計画撤回を求めてほしい」と文書要請をしたことへの、「返事を聞く」ことを目的に行われたものです。



都との懇談後、記者の質問に応じる原告団と弁護士  
9月13日都庁記者会見室にて

## オスプレイが嫌われる理由

【自衛隊にオスプレイ不要】と題した社説の中で  
九月一日(日)付の東京新聞社説は「オスプレイが嫌われる理由は、はっきりしている。事故に巻き込まれる不安があるからです。開発段階で四機が墜落して三十人が死亡、○五年産開始後もモロツコや米国で墜落しています。今年八月には米ネバダ州で着陸に失敗し、機体は大破しました。米国防総省でオスプレイの首席分析官だったレックス・リポロ氏は○九年、米議会の公聴会で「通常のヘリコプターと比べ、制御不能に陥りやすい」と構造上の欠点を指摘しています。また  
【海上自衛隊は一九九〇年代、海上救難機として導入を検討しましたが、下に吹き付ける気流がすさまじく、救援を待つ人が窒息してしまうと分かり、早々に断念しました。】  
とも述べています。全文を希望の方は連絡ください。

東京都から基地対策部長の「東都美大は基地対策部対応しました。部長は「東京都としての横田基地へのオスプレイの配備計画について、その間に合わせをしたが、回答できなかった。ことは国防に關することであり、国の専権事項です。したがって東京都としては国の施策に協力するのが基本です。また仮定の話に対してどうこうするつもりはない」と回答しました。  
これは「国の施策に物申すことは

はしないと言うが、尖閣諸島問題では物申すどころか、政府には任せておけない!と買い上げの募金まで呼びかけたではないか!」と反論し、都側はまともな返答ができませんでした。  
また「これまでの経験からも、国が公表するのはいづれでも遅い、今でも騒音と墜落の恐怖のもとで暮らしている住民の身になって取り組んでほしい」との発言があつて、約40分の懇談を終えました。

## コラム@こらむ

★米空軍高官の、「オスプレイの横田基地配備を検討している」との発言が公表されて以来、基地周辺の五市一町に加え青梅市やあきる野市なども、配備計画の撤回を求め、要請を国に行っています。

★原告団も東京都に「配備計画の撤回を国に要請してほしい」と文書を送りました。ところが都の担当者からは「国に聞いたらそんな話は無いと言っていました」との返事です。★でもねえ!子供の使いじゃあるまいし!横田基地の米軍当局者に「本当に配備が検討されているのですか?」くらい尋ねても良いはずですよ。  
(基地には日本語の通訳もいるので心配ありません)  
★都は他にも「横田基地は使われていないから軍民共用化を」とか「騒音なんかない!裁判起こすなんてナンセンスだ!」などと妄言・暴言を繰り返してきました。  
★米空軍高官はこうした東京都の態度を見て「これなら楽勝で横田にオスプレイを配備できるゾ!」と考えたのです。と考えるのは考え過ぎでしょうか:  
ミスホ・コーチャン



### 原告団活動日誌

- 7/23 弁護団会議
- 7/24 第2陣委任状チェック弁護団作業
- 7/24 原告団ホームページ運用打ち合わせ
- 7/24 昭島支部会議
- 7/26 原告団ニュース第2号編集会議
- 7/27 八王子・日野支部主催 訴状勉強会と裁判報告会
- 7/30 「空中衝突防止会議」 冊子の検討会
- 7/31 第2陣提訴 (原告173名)
- 8/1 臨時事務局会議 オスプレイ横田配備に対応
- 8/4 昭島支部主催 訴状勉強会
- 8/5 第2陣原告へ訴状送付
- 8/5 オスプレイ対策会議 (第9次原告団と合同)
- 8/6 オスプレイ配備計画撤回を求める要請書を政府へ送達
- 8/12 定例事務局会議
- 8/13 オスプレイ配備計画撤回を求める要請書を東京都、埼玉県、入間市、飯能市へ送達
- 8/15 八王子市へ要請・・・オスプレイ配備計画撤回を求める
- 8/16 原告団ニュース第2号発送作業
- 8/18 福生支部主催訴状勉強会
- 8/19 日野市へ要請・・・オスプレイ配備計画撤回を求める
- 8/20 ぜんそく医療費助成制度存続を求める都庁前都民アピール行動参加
- 8/20 八王子市議会会派へ要請
- 8/21 原告団ニュース第3号編集会議
- 8/26 オスプレイ対策会議 (第9次と合同)
- 8/27、28 弁護団・原告団合同合宿
- 8/29 「空中衝突防止会議」冊子検討会
- 9/3 八王子市議会一般質問傍聴
- 9/4、6 昭島市議会一般質問傍聴
- 9/8 瑞穂支部主催 訴状勉強会
- 9/9 定例事務局会議
- 9/9 オスプレイ対策会議 (第9次と合同)
- 9/10 ぜんそく医療費助成制度存続を求める都庁前都民アピール行動参加
- 9/12 「横田基地へのオスプレイ配備をゆるさない会」学習会の協力要請案内文を支援団体、個人へ送付
- 9/13 東京都基地対策部と懇談、記者会見・・・オスプレイ配備計画撤回を求める

## 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 齋藤英昭事務局長 逝去を悼む

第四次厚木爆音訴訟原告団事務局長(兼)全国基地爆音訴訟原告団連絡会議事務局長の齋藤英昭氏(72歳)が病氣療養中のところ、去る9月10日午後3時58分、急性肺炎のため逝去されました。ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、ご家族並びに第四次厚木爆音訴訟原告団の皆様、心より哀悼の意を表します。

全国の基地周辺住民が軍用機の騒音解消を目指し、各基地で騒音訴訟を闘ってきましたが、被害解決には、原告団が一一致して国、米軍に立ち向かうことが必要不可欠と2008年に全国基地爆音訴訟原告団連絡会議を結成しました。結成当初から原告団の取りまとめ役の事務局長を引き受け、実務に長けた手腕を遺憾なく発揮し、かつ、気さくで誠実、気配りの行き届いた人柄で原告団連絡会議を主導されました(写真)。



6月6日 全国公害被害者総行動で壇上から力強く訴える齋藤英昭氏(一番左側)

あらためて感謝する次第です。第四次厚木爆音訴訟原告団事務局長の兼務で、多忙極めたことが命を縮めた要因となったのではないかと悔やまれます。まさに得難い人をなくし、非常に残念なことですが、今はただ安らかに眠られるよう心よりご冥福をお祈りするばかりです。

## お忘れなく

ご住所、電話番号などが変更になった時は、必ず事務所にご連絡ください。